

世田谷区教育、学術及び文化の振興 に関する総合的な施策の大綱

平成 27 年 5 月策定
(平成 30 年 3 月改訂)

※世田谷区教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱は、「第 2 次世田谷区教育ビジョン・第 1 期行動計画（平成 26 年 3 月）」における「第 1 章 第 2 次世田谷区教育ビジョン 第 6 節～第 9 節」で構成しました。「第 2 次世田谷区教育ビジョン・第 2 期行動計画（平成 30 年 3 月）」の策定に伴い、必要な改訂を行い、同計画の「第 1 章 第 2 期行動計画の策定にあたって 第 4 節～第 7 節」で構成することとしました。なお、文化及び芸術の振興に関しては、「文化芸術振興基本法」、「世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例」に基づき、「世田谷区第 3 期文化・芸術振興計画（平成 30 年 3 月）」を策定しています。

はじめに

世田谷区は、平成25年に策定した世田谷区基本構想、平成26年4月にスタートさせた世田谷区基本計画の中で、「子ども・若者が住みたいまち」をつくることを目標に掲げています。この「住みたいまち」という表現には、子どもや若者が希望を持って、世田谷区に暮らす喜びを実感してもらいたい、という想いを込めています。

子どもたちの個性や能力を伸ばし、変化の激しい時代にも主体性を持って生きていくことができるよう、一人ひとりが輝ける教育を進めることこそが、教育行政の役割であると考えています。

質の高い教育カリキュラムを実現するとともに、配慮を要する児童への支援や、いじめや暴力から子どもを守り、声をあげにくい子どもの声を聞くしくみづくりといったサポートを充実させ、また、子ども・若者が地域とかかわり、活躍する場を開いていくことが大切です。

そのためには、学校現場だけでなく、各家庭や地域の皆さん、そして行政が柔軟に連携し、誰もが子どもたちの教育を支え、応援していくことが何より重要です。

この「大綱」は、世田谷区教育委員会の定める「第2次世田谷区教育ビジョン」を最大限尊重し、ビジョンに掲げる「教育目標」、「基本的な考え方」、「基本方針」、「施策の柱」をもって、世田谷区としての教育行政の大綱とするものであり、教育を取り巻く諸課題と、解決に向けた方策をお示しするものです。区民の皆様には、本大綱に定める課題と目標を共有していただくとともに、世田谷区に住まう子どもたちの学びと育ちを応援していただけるよう、改めてお願い申し上げます。

平成27年5月

世田谷区長

保 坂 展 人

改訂にあたって

世田谷区の総合教育会議は、平成27年度に策定した「大綱」に基づき、区長と教育長、教育委員とが、教育政策の方向性や推進のための協議の場として、多くの区民の参加を得ながら開催してきました。

総合教育会議では、近年の、IT技術の急速な進化やグローバル化など、予見が難しい時代の変化の中で、自ら判断し未来を拓く力が子どもたちに必要になるという課題意識から、新たな教育センターの役割、幼児教育と非認知能力、学びの多様性や質的転換、配慮を要する子どもたちの学び、学校外の教育環境などをキーワードに議論を深めました。

この間の子どもたちや教育を取り巻く状況の変化、新学習指導要領の告示、総合教育会議での議論などを踏まえ、この度、世田谷区教育委員会が「第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画」を策定しました。今回の大綱の改訂は、ビジョンに掲げる「施策の柱」に合わせて、教育を取り巻く諸課題と、解決に向けた方策を新たに書き加えるものです。

これからの時代を生きる子どもたちにとって、より良い教育を行うため、今後も総合教育会議で議論を積み上げながら、教育委員会と連携して世田谷らしい教育施策を推進します。区民の皆様にも、本大綱に定める課題と目標を共有していただくとともに、学校・家庭・地域、それぞれの場面で、子どもたちの学びと育ちを応援していただきますよう、改めてお願い申し上げます。

平成30年3月

世田谷区長

保 坂 展 人

目次

第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画 第1章 (抜粋)

第4節	教育目標	2
第5節	基本的な考え方	3
第6節	3つの基本方針	4
第7節	8つの施策の柱	7

第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画

第1章（抜粋）

第4節 教育目標

すべての区民が人権尊重の理念を正しく理解し、様々な差別や偏見をなくし、人としての尊さを自他ともに認識し、また、思いやりの心や社会生活における基本的なルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくんでいくことが求められます。教育委員会は、人権尊重の理念を広く社会に定着させるとともに、互いを尊重し、支えあうために教育の果たす役割は極めて大きいとの認識にたち、人権尊重の精神を基調とし、すべての教育活動を通して人権教育を推進します。

また、我が国を取り巻く環境が大きく変容する中で、人が人として生きるうえで大切なもの、日本人としてのアイデンティティ、グローバル社会で活躍するための資質・国際感覚、自ら考え、解決に向けて行動する力などを身に付けた人を育成することが重要であるとの認識にたち、以下の教育目標を定め、推進します。

世田谷区教育委員会は、育てたい子ども像を次のように定めます。

- ひとの喜びを自分の喜びとし、ひとの悲しみを自分の悲しみとすることのできる子ども
- 生きることを深く愛し、理想をもち、自らを高めようとする志をもつ子ども
- 日本の美しい風土によってはぐくまれ伝えられてきた日本の情操や、文化・伝統を大切にし継承する子ども
- 深く考え、自分を表現することができ、多様な文化や言語の国際社会で、世界の人々と共に生きることのできる子ども

このことによって、自他を敬愛し、理想と志をもち、我が国と郷土を愛し、世界の人々とともに生きることのできる自立した個人の育成を期するとともに、新しい豊かな文化の創造をめざす教育を推進します。

また、区民のだれもが、生涯を通して自ら学び、その成果をいかして生きがいをもち、豊かな人生を送ることができる社会の実現をめざします。

教育は、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚して相互に連携・協力し、地域に根ざして行うことが重要であるとの認識に立ち、地域とともに子どもを育てる教育を推進します。

第5節 基本的な考え方

本ビジョンでは、教育目標の実現に向け、学校・家庭・地域が連携・協働して取り組むことを一層重視し、さらに、誰もがひとしく生涯を通じて学ぶ意欲をもち、多様な能力や個性を発揮できる地域社会をつくるため、基本的な考え方を次のとおり設定しました。

一人ひとりの多様な個性・能力を伸ばし、社会をたくましく生き抜く力を、学校・家庭・地域が連携してはぐくむ

（多様性の尊重）

一人ひとりの個性や能力はそれぞれ異なっています。その多様な個性や能力を伸ばし、互いを尊重し協調しながら、充実した人生を主体的に切り拓いていくことが求められます。

特に、成長期にある子どもへの教育は、改めて教育の基本にたちかえり、子ども一人ひとりがもつ多様な個性や能力を十分把握した上で、個に応じた指導を発達段階に応じて、きめ細かく系統的に行っていくことが重要です。

（生き抜く力の育成）

変化の激しい時代を担う子どもたちは、これからの社会を自立的に生きるための基礎となる、「豊かな知力」「豊かな人間性」「健やかな身体・たくましい心」をバランスよくはぐくむことが求められます。

子どもの学習の状況、心や身体の状況などを的確に捉え、子どもたちの力を着実に伸ばし、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力を身に付けていくことが重要です。

また、生涯を通して、自ら学び、その成果を発揮し豊かな人生が送れるよう、そのライフステージや置かれた状況に応じた学習環境の確保・充実等が大切です。

（学校・家庭・地域との連携）

世田谷区では、学校選択制を採らず、長年にわたって地域と一体となり、地域の様々な教育力を活用した「地域とともに子どもを育てる教育」を実践してきました。

教育に関する家庭や地域の声に応じていくためには、学校がより地域に開かれ、家庭や地域に学校運営や教育活動への参画を積極的に求めて、地域と一体となって豊かな教育の場をつくりだしていくことが必要です。さらに、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たすとともに、補完しあう双方向の協力や信頼関係を構築していくことが重要です。

第6節 3つの基本方針

基本方針は、教育目標を達成するための学校教育や生涯学習の推進に向けた、基本的な方向性を示すものです。世田谷区教育委員会は、基本的な考え方に沿って、以下の基本方針に基づき、総合的に教育施策を推進します。

◆基本方針1 地域とともに子どもを育てる教育の推進

～世田谷らしい豊かな教育基盤をいかし、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域とともに子どもを育てる～

子どもたちは、発達段階を通して、家庭で、学校で、地域の中で育っていきます。子どもたちの健全育成を推進していくには、子どもの教育の担い手である学校・家庭・地域がそれぞれの役割を十分果たすとともに、互いに連携・協働していくことが重要です。

家庭における教育は、教育の原点であり、その自主性を尊重しつつも、学校や地域との連携の中で、家庭での教育が行われるよう、家庭教育を支援する情報の提供や学習機会の充実など、福祉部門との連携を含め、地域全体で親子の「学び」や「育ち」を支える環境づくりの推進により、家庭教育への支援を強化していきます。

また、これまで以上に地域がもつ教育力の重要性を認識し、その教育力を高める取組みとともに、地域に根ざした学校づくりを進め、学校・家庭・地域が連携・協働する基盤づくりを推進していきます。

こうした基盤をもとに地域で子どもたちの学びを支援するとともに、学校を中心とする地域コミュニティの活性化や地域防災・文化・スポーツなど、地域の絆の形成につながる活動を支援していきます。

保護者・地域の方々の力を学校運営にいかす「地域運営学校」の運営の充実や、学校評価システムによる学校改善に継続して取り組みます。

さらに、地域運営学校の区立学校全校の指定を機に、学校支援地域本部の導入や学校協議会との関係整理とあわせて、保護者や地域の方々をはじめとした学校を支えるボランティア組織の効率的な運営に向け、子どもたちを取り巻く課題などに対応する地域ぐるみの活動を支援する仕組みや、学校をさらに安定的、継続的に支援するための体制づくりを推進していきます。

今後も、世田谷らしい豊かな教育資源や基盤などを活用しながら、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域とともに子どもを育てる教育、地域とともにある学校づくりを推進します。

◆基本方針2 これからの社会を生き抜く力の育成

～一人ひとりが多様な個性や能力を発揮しながら、人とかかわり、自ら「感じ」「考え」「表現する」力をはぐくむ～

子どもたちには、いかに社会が変わろうとも、自ら課題を見付け、自ら学び考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する資質や能力など、これからの社会を生き抜く力の基礎となる「豊かな人間性」、「豊かな知力」、「健やかな身体・たくましい心」を義務教育でしっかりと育てていくことが重要です。

これまで取り組んできた質の高い義務教育の実現をめざす、「世田谷9年教育」の推進とその定着、そして質・内容の向上に取り組む中で、言語活動を重視しながら、ICTを活用しつつ、基礎・基本となる知識や思考力、判断力、表現力など主体的に学習に取り組む意欲や態度などの豊かな知力を育成します。

また、子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であるとの認識にたち、人権尊重の精神を基調とする教育を推進していく中で、道徳性、社会性や豊かな感性をはぐくむ教育を推進するとともに、学校の指導等を通して自らの個性や能力を伸ばそうとする意欲や態度につながる子どもの自己肯定感を高めていくなど、豊かな人間性を培います。

さらに、子どもの体力の向上を図るため、学校における体育・健康に関する教育の充実、部活動の充実、家庭や地域と連携した食育の推進等を図る中で、児童・生徒が基礎的な体力を身に付けられるよう、系統的な学習機会等を充実し、健やかな身体・たくましい心をはぐくみます。

また、他者や他世代、自然などのかかわりやつながりをもち、「実物」を体験・体感する機会を充実するとともに、国際理解や環境に関する教育などを推進し、持続可能な社会の形成者としての成長をはぐくみます。さらに、子どもの安全・安心を確保するため防災教育を含め安全教育を推進します。

子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、一人ひとりの状況に応じた指導・支援の充実や教育相談体制・不登校対策の充実など、教育基盤の整備を図るとともに、インクルーシブ教育システムなど新たな特別支援教育施策について、国や都の動向を注視しながら対応していきます。

また、教育の成否は、「人」にあります。教職員の資質・能力の総合的な向上や学校のマネジメント力の向上を図るため、教職員の研修や教職員による研究活動等の環境を整備・充実し、教職員のキャリア支援等を通して、世田谷にふさわしい教職員を育成し、保護者や地域の方々からの信頼に答えていきます。

さらに、学校をはじめとする教育施設の老朽化への対策を図るとともに、学校の適正規模化・適正配置や、環境への配慮、ICT化への対応など、次代へつなげる教育環境等の整備に積極的に取り組み、安全で安心な信頼される学校づくりを推進します。

◆基本方針3 生涯を通じた学びの充実

～生涯を通じて誰もがいつまでも学ぶ意欲をもち、その成果を次代へつなぐことのできる地域社会をめざす～

区民一人ひとりが多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくために、また、くらしや地域の課題を主体的に解決し住みよいまちづくりを促進していくために、区民のだれもが生涯にわたって自ら学び続け、その成果を次代につなげていく生涯学習への支援が重要です。

区民が生涯を通して主体的・自主的に学べる環境、区民の多様なニーズに応える「学び」の環境を整備するため、学校施設や図書館の活用とともに、区長部局、区内大学、NPOなどの民間団体、企業等との連携などによる学習機会の拡充への取組みを推進します。

また、区民との協働により、子どもから高齢者までの様々な学習ニーズに応える社会教育事業を推進していくとともに、環境や防災などの現代的・社会的な課題や、地域の課題の解決につながる学習機会等を充実させ、その成果を具体的な実践につなげ、地域づくり、まちづくりの担い手となる人材の育成支援を進めます。

さらに、区内で発見され、継承されている文化財について、登録・指定制度を活用した適切な保護や活用を図るとともに、郷土の歴史や文化などに関する学習機会や体験活動等の充実、学習環境の整備などを促進し、郷土「世田谷」の豊かな歴史・文化を次代へ継承していく取組みを推進します。

青少年・若者の自立と社会参加のための学習支援を推進し、区長部局とも連携しながら、次代の地域を支える人材を育成するとともに、青少年・若者が自主的に活動できる場の拡充などを促進します。

知と文化のネットワークを形成し、暮らすことに価値観を感じるまちをつくります。

様々な年代の多様な区民が文化資源にふれ、感じ、学ぶことで、心豊かな、ネットワークを形成し、世田谷からの文化発信や時代に即した公共文化施設のあり方を整え、生涯を通じた学びの場の充実など、学びと文化をはぐくみます。

区民の学習活動の基盤となる図書館については、人々が集い交流する知と文化の情報拠点をめざし、中央図書館の規模・機能等の拡充や地域図書館、地域図書室、図書館カウンターを含めた、図書館ネットワークの充実を推進していきます。

また、区民ニーズや社会状況の変化に柔軟に対応するため、蔵書の充実をはじめ、ICTの活用による電子化への対応、課題解決支援機能の強化、運営体制の構築などの取組みにより区民の利便性の向上を推進し、地域の情報拠点としての図書館機能の充実を図るとともに、学校図書館との連携の強化などによる子どもの読書活動の充実をめざします。

第7節 8つの施策の柱

本ビジョンがめざす教育目標の実現に向けて、世田谷区がこれまで培ってきた、豊かな地域の教育基盤をいかし、地域との連携・協働による教育を推進するとともに、家庭は全ての教育の出発点となることから、家庭教育への支援と、幼児教育の充実を図ります。

そして、「世田谷9年教育」の着実な取組みにより、子どもたちの豊かな人間性と豊かな知力、健やかな身体・たくましい心のはぐくみと、これからの社会を生き抜くための資質・能力を育成するとともに、教員の資質・能力の向上や多面的な学校支援により、質の高い教育を推進します。

また、配慮を要する子どもたちの能力や可能性を最大限に伸長する特別支援教育の充実や、子どもたちの個性を伸ばす様々な体験・体感する機会の拡充など、多様な個性がいかされる教育を推進します。

さらに、子どもたちの安全安心と学びを充実する、より良い教育環境の整備を推進します。

そして、生涯を通じて区民が主体的に学び、学んだことをいかす機会や場づくりを通じた地域コミュニティづくりを促進します。

そして、区民に開かれた教育委員会を推進し、これら第2次世田谷区教育ビジョンの取組みの実現を図ります。

以上のことを踏まえ、本ビジョンでは、次の8つの施策の柱を掲げました。

- I 地域との連携・協働による教育
- II 家庭教育への支援と乳幼児期からの教育の推進
- III 「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進（学習内容）
- IV 「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進（学校経営・教員支援）
- V 多様な個性がいかされる教育の推進
- VI 教育環境の整備・充実と安全安心の確保
- VII 生涯を通じて学びあう地域コミュニティづくり
- VIII 開かれた教育委員会の推進

I 地域との連携・協働による教育

教育委員会では平成9年度に、全国に先駆けて区立小・中学校に学校協議会を設置し、地域とともに子どもたちの健全育成、地域防災・防犯、教育活動の充実を進めてきました。また、保護者や地域が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する地域運営学校の指定を平成17年度から開始し、平成25年度までに全区立小・中学校の指定を完了しています。

今後は、「地域運営学校」をはじめ、保護者や地域の方々が様々な教育支援活動に関わるしくみ「学校支援地域本部」を活用するとともに、区立小・中学校や学び舎を拠点に、地域の特色ある教育力や教育資源をいかし、地域とともに子どもを育てる教育を一層推進します。

また、学校も地域コミュニティを形成する重要な核として、地域防災や文化・スポーツ活動などの地域活動に貢献していきます。

II 家庭教育への支援と乳幼児期からの教育の推進

子どもたちが多くのことを学び、成長する場として、家庭における教育はきわめて重要です。家庭環境の多様化や地域社会の変容等に対応するため、これまで、家庭教育に関する学習機会の提供や情報交換の充実を通して家庭教育充実に向けた取組みを進めてきました。

今後は、親の学びの機会や場の提供などを支援し、家庭教育の情報提供の充実、親同士や地域との連携などを通して、豊かな親子関係づくりや、家庭の教育力の向上のための支援を充実させていきます。

また、「幼児教育・保育推進ビジョン」（平成29年7月策定）に基づき、世田谷区がこれまで取り組んできた「ことばの力」の育成や「外遊び」を一層充実するなど、世田谷区の特色をいかした取組みを進めるとともに、子ども一人ひとりの特性に応じた教育・保育の充実、保育者等の資質及び専門性の向上、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校との連携、地域で見守り支える教育・保育を推進していきます。

III 「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進（学習内容）

「人権」や「生命」を尊び、重んじる精神を学ぶことはすべての教育活動に通じることから、様々な機会をとらえ、人権教育の推進を図っていきます。

「世田谷9年教育」では、児童・生徒に必要な基礎的な力、資質を義務教育9年間の教育課程ではぐくむため、平成24年3月に定めた「世田谷区教育要領」をもとに、各学校だけでなく学び舎を核に、地域の教育力と特色をいかした教育を推進してきました。平成25年度から、区立の全小・中学校で完全実施しています。

今後は、「世田谷区教育要領」に基づき、ICTを活用しつつ、教科「日本語」をはじめとする質の高い教育を推進するとともに、指導力の改善・充実を図ります。また、新学習指導要領を見据え、英語教育や理数教育の充実をはじめ、国際理解や環境に関する教育、防災・安全教育など、これからの社

会を生き抜くために必要な資質・能力の育成や、健やかな身体・たくましい心をはぐくむ教育を推進します。

IV 「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進（学校経営・教員支援）

区立学校の教育活動や学校運営の質を高める「世田谷9年教育」をはじめとする施策の推進や、今日的課題に的確に対応するには、区立小・中学校の教員の資質・能力の向上や、複雑化・多様化している児童・生徒や保護者のニーズに応じた教育相談体制・不登校対策を充実させていくことが求められています。また、学校の教育活動に関する情報を家庭や地域と共有し、信頼の向上に努める必要があります。

今後は、世田谷区の教育推進の中核的な拠点となる教育総合センターの整備を、幼児教育センター機能等を含め進め、教職員の研修・研究機能や学校支援機能の充実とともに、児童・生徒とその保護者への相談機能を充実します。

V 多様な個性がいかされる教育の推進

子どもたちが様々な体験等を通じて、自らの個性や能力に気づき、伸ばしていくために、個々の能力を生かす体験学習を充実します。

「新・才能の芽を育てる体験学習」では、児童・生徒が自らの才能や個性に気づき、将来の夢や目標を発見し成長する機会として、各界の第一線で活躍する講師による、普段の授業や生活では経験できない体験学習講座を実施します。

配慮を要する子どもたちの能力や可能性を最大限に伸長する特別支援教育の充実や、障害のある子どもたちと障害のない子どもたちが共に学ぶ仕組みなどのインクルーシブ教育システムの構築、いじめ防止対策、不登校対策等の総合的な推進を図り、複雑化・多様化する教育課題に対応していきます。

また、教育委員会では教員の研究や研修、教育相談、不登校対策の推進などを主な機能とし、小・中学校と幼稚園・保育所等を積極的に支援する「学校教育の総合的バックアップセンター」として、「世田谷区教育総合センター」の平成33年度開設をめざしています。不登校対策及び特別支援教育の推進にあたっては、「世田谷区教育総合センター」の様々な機能と密接な関係があるため、連携を強化するとともに、個別計画等に基づき具体的に取り組みます。

VI 教育環境の整備・充実と安全安心の確保

子どもたちのより良い教育環境の整備・充実に向けて、学校の適正規模化・適正配置の推進や学校施設整備など、計画的な取組みを進めてきました。

今後、地域による児童・生徒数の偏在化の進行が見込まれるため、適正規模化・適正配置への計画的な取組みを着実に進めます。また、良好な学校施設整備にあたり老朽化への対応とともに、地域に貢献できる学校づくりな

ど長期的視点に立った教育環境の整備に努めます。

さらに、防災教育、感染症やアレルギー対策、不審者の侵入防止など学校の危機管理能力の向上を図るなど、学校教育や地域との連携による子どもたちの安全安心を確保します。

Ⅶ 生涯を通じて学びあう地域コミュニティづくり

生涯を通じて区民が主体的に学び、学んだことを地域に還元する、学びの循環づくりに向けて、場や機会の提供をはじめとする環境の整備・充実を進めてきました。

今後も、学校施設、図書館の活用や、区内大学等との連携などによる学習の場と機会の提供を推進します。

また、生涯学習などで培われた区民の学習成果を地域でいかす機会を充実させ、区民の生涯学習をつなげるネットワークづくりを進めます。

さらに、区民が郷土の歴史、文化、伝統を様々な形で学び活動できる取り組みの充実を図ります。

Ⅷ 開かれた教育委員会の推進

第2次世田谷区教育ビジョンの実現にあたっては、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携し協力しながら推進することが重要です。教育行政の透明性の向上を図る情報提供の充実や意見交換の機会の創設など、区民に開かれた教育委員会を推進し、学校・家庭・地域が教育施策に関する理解を深め、連携・協働して取り組む意識の醸成を図ります。